○ 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)(抄)

改正案	現
(委員の任期)	(委員の任期)
第六条 委員の任期は、二年(委員の任期を二年を超え三年以下の期間で 第六条	第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任
市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間)とする	者の残任期間とする。
。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 (略)	2 (略)
(都道府県介護認定審査会に関する読替え)	(都道府県介護認定審査会に関する読替え)
第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都	第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都
道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、	道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条及
第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と	び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるもの
読み替えるものとする。	とする。

(傍線部分は改正部分)